

訪問型生活支援サービス利用規約

本利用規約は、シニアライフパートナーズ成城(以下「当社」といいます。)が提供する訪問型生活支援サービス(以下、「本サービス」といいます。)をお客様がご利用するにあたって適用する事項を定めるものです。本サービスをご利用にあたり、お客様は本規約の内容をご理解・ご承諾いただき、本規約の各条項を遵守するものとします。

運営・管理

本サービスはシニアライフパートナーズ成城 代表 鈴木智晴(所在地:東京都世田谷区成城9-5-3)が運営・管理・監督を行います。

営業時間及び定休日

当社の定休日は土日・年末年始(12/30～1/3)とし、営業時間は8:00～20:00とします。

本サービスの提供エリア

本サービスの提供エリアは東京都世田谷区及び調布市、狛江市の一部地域に限定するものとします。

第1条 契約の成立

1.本サービスは以下のいずれかのプランにより提供されます。

(1)毎日プラン

定休日を除く日で、営業時間内においてあらかじめ定めた時刻に毎日ご利用頂くプランです。一日あたりのご利用時間を1時間、2時間、3時間の3コースからご選択頂けます。

(2)毎週プラン

定休日を除くご希望の曜日で、営業時間内においてあらかじめ定めた時刻に毎週ご利用頂くプランです。週あたりのご利用時間を1時間、2時間、3時間の3コースからご選択頂けます。なお、2時間以上のコースをご選択される場合は曜日を複数設定することが可能です。

(3)毎月プラン

定休日を除く日で、営業時間内においてあらかじめ定めた日時に毎月ご利用頂くプランです。ひと月あたりのご利用時間を1時間、2時間、3時間の3コースからご選択いただけます。なお、2時間以上のコースをご選択される場合は、1時間単位でご利用日を複数設定することが可能です。

(4)スポットプラン

都度お申込み頂いた日時にご利用いただくプランです。

2.毎日プラン、毎週プラン及び毎月プラン(以下「定期プラン」といいます。)ご利用における最低利用時間は1日あたり1時間です。なおスポットプランのご利用については30分単位となります。

3.本サービスの利用を希望するお客様は、当社に本サービスの利用を申込みものとします。

4.当社は、お客様のご希望を伺って、本サービスを提供する日時(以下「本サービス予定日時」といいます。)を決定します。ただし、状況により、ご希望の日時に本サービスをご利用いただけない場合があります。

5.お客様は本規約及び説明内容に同意の上、本サービスを申込みものとします。お客さまが申込書に署名をした時点で当社との本サービス契約(以下、「本契約」といいます。)が成立するものとします。ただし、スポットプランの場合で2回目以降のご利用は、申込書の署名及び提出を省略することができるものとし、電話または口頭もしくは他の通信手段によって両者が合意したときに本契約が成立したものとします。

6.当社は本条に定めるプランの他、別途見積りにて役務を提供する場合があります。

第2条(本サービスの契約期間・更新)

- 1.本サービスの契約期間は、契約開始日から3ヶ月目の末日までとします。
- 2.契約期間満了の1ヶ月前までにお客様または当社のいずれかから申し出がない場合、本サービスの契約期間は自動的に3か月延長されるものとし、以後も同様とします。
- 3.本条項の規定は、定期プランにのみ適用されるものとします。

第3条(本サービスの内容)

- 1.本サービスは、本規約及びあらかじめお客様と当社で相談の上決定した作業内容にしたがって実施します。
- 2.作業開始前、又は開始後に事前に想定した状況と異なることが発生、発覚した場合は、お客さまにご相談の上、作業内容を変更させていただく場合があります。
- 3.状況によっては、作業内容の変更をお受けできない場合があります。
- 4.作業箇所の状態によっては、予定していた作業時間に作業が完了しない場合があります。なお、スタッフの瑕疵によらず作業が予定時間内に完了しない、またはその完遂が困難な場合は予定時刻の経過をもって作業を終了するものとします。
- 5.予定時間経過後の延長は原則可能ですが、当日の予約状況等によりお受けできない場合があります。
- 6.スタッフの明らかな瑕疵によって予定作業が完了しない場合は、依頼者と別途協議の上、次条に則りその対応を決定するものとします。
- 7.本サービスの実施にあたり、当社はおお客様のご要望に沿うよう努力いたしますが、以下のご要望にはお応えすることができません。
 - (1)高所での作業や重量物の運搬・移動等、危険を伴う作業
 - (2)専門資格を要する作業
 - (3)介護や医療行為(服薬を含む)
 - (4)ハウスクリーニング
 - (5)郵便ポスト等を使用したカギの受渡し
 - (6)著しく高価な物品の取扱いが生じる作業
 - (7)物品破損の可能性が高いと見込まれる作業
 - (8)依頼された作業が明らかに所定時間内に完了できる見込みがない場合で、その旨をご承諾いただけない場合。
 - (9)金銭・通帳・カード・貴金属を扱う作業、その他スタッフが実施困難と判断した作業

第4条(本サービスの再実施)

- 1.本サービス実施から、定期利用の場合は終了後3日以内、スポット利用の場合は終了後24時間以内にご連絡いただければ、以下の場合に限り再作業を行うものとします。
 - (1)本サービス申込時または作業開始前にお客様と合意した作業が実施されていないことが認められる場合
 - (2)作業の不備が明らかな場合
 - (3)作業後に作業の不備による不具合が発生した場合
- 2.本サービスの再実施にあたり再訪問の日程を調整させていただきますが、状況によってはご希望の日時に設定できない場合があります。

第5条(本サービスの検収)

- 1.お客様が在宅で本サービスをご利用の場合、お客様は以下の各号にしたがって検収することとします。
 - (1)本サービス終了後、お客様は直ちに本サービス実施結果の確認を行うものとします。
 - (2)スポットプランをご利用の場合は、お客様は本サービス実施結果に問題が無い事を確認の上、スタッフが作成する「サービス受領確認書」に署名を行うものとします。

(3)本サービス実施結果に相違や不備があった場合、お客様はその旨を当社に連絡するものとします。

(4)スタッフの勤務態度および本サービス内容に疑義が生じた際は、お客様は直ちに当社へ連絡するものとします。

2.不在時対応にて本サービスをご利用の場合、お客様は以下の各号にしたがって検収することとします。

(1)お客様は帰宅後、スタッフが作成し備え置きしたサービス実施結果報告書または同等の内容を含む電子メール及び公式LINEチャット機能などの電子記録(以下「報告書」という)を確認の上、本サービス実施結果の確認を行うものとします。

(2)本サービス実施結果に不備や報告内容との相違があった場合は、お客様はその旨を当社に連絡するものとします。

(3)スタッフの勤務態度および本サービス内容に疑義が生じた際は、お客様は直ちに当社へ連絡するものとします。

第6条(本サービス実施に伴う確認事項)

1.作業の内容等により当社が適切と判断した場合、また男性のみでご在宅の場合はスタッフ2名(時間半分)で本サービスを実施させていただく場合があります。

2.本サービスの実施にあたり、お客様宅の水道・電気・ガスを使用させていただきます。その使用料はお客様負担とさせていただきます。

3.清掃作業等の実施にあたり、スタッフは原則としてお客様宅の洗剤、掃除用具等を使用させていただきます。その使用による消耗等に関する費用はお客様負担とさせていただきます。

4.本サービスの実施およびその遂行に必要な費用が別途生じる場合は、予めお客様にご相談の上で、お客様にご負担いただきます。

5.スタッフの訪問車両(軽車両含む)の駐車スペースはお客様にて確保いただきます。駐車スペースを確保できない場合は、当該車両の駐車に要した費用はお客様のご負担とさせていただきます。

6.本サービスの実施により発生した廃棄物等の処分費用は、お客様のご負担とさせていただきます。

7.本サービスによって清掃を行う場合、清掃箇所の汚れ等の状態によっては、汚れが完全に落ちない場合があります。

8.ペット(犬、猫等)をケージ等に入れていただく場合があります。

9.本サービスの実施に係るお客様との打合せ時間等はサービス時間に含むものとします。

10.本サービス提供時に当社の監督者または指導員が同行させていただく場合があります。

11.コロナやインフルエンザ等の感染症にかかった場合またはその疑いがある場合は事前にお知らせください。

12.本サービスは原則専任スタッフを決め訪問作業を行いますが、専任スタッフにやむを得ない事情がある場合には、代理手配または日程振替で対応させていただきます場合があります。

13.当社は当日実施する作業内容等により、専任スタッフを一時的に変更する場合があります。

14.お客様の都合によるスタッフの指名・交代の要請には、お応えできない場合があります。

15.本サービス実施までに、お客様は貴重品(例:現金・有価証券・各種金券・預金通帳・キャッシュカード・貴金属・健康保険証・運転免許証・パスポート・印鑑等)を鍵のかかる場所またはスタッフが立ち入らない場所へ保管し、お客様にて厳重に管理していただきます。

16.サービス実施前には、大切な物、壊れやすい物、割れ物などは事前にご移動いただきます様をお願いします。

17.以下各号に定めるもの、やむを得ず前項の保管ができない貴重品、およびその他取扱いに注意を要する物については、お客様は事前にスタッフへ通知を行うこととします。

(1)骨董品・絵画・置物・美術品等

(2)破損・故障のおそれのある物またはすでに破損・故障しているもの

(3)その他接触到注意を要するもの

(4)その他取扱いに注意を要するもの

18.お客様は、現在、自己が暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証するものとします。

第7条(本サービスの利用料金)

1.本サービスの利用料金は、当社が別途定める料金表記載の料金となります。(以下「サービス利用料金」といいます。)なお、料金表記載のサービス利用料金は、スタッフ1名あたりの料金です。また、当社がお客様からのご依頼内容等に応じて別途見積書を発行した場合は、当該見積書に記載の金額が優先されるものとします。

2.お客さまのご希望により、本サービスの所定の時間を超える場合、スポットプランのご利用として30分単位での延長料金をお支払いいただきます(30分以内の延長の場合、30分相当の延長料金をお支払いいただきます。)。なお、スタッフの当日のスケジュール等により、延長のご要望にお応えできない場合があります。

3.サービス利用料金の支払予定日から2か月以上料金の支払滞納があった場合、支払期日の翌日から支払済みまでの日数に応じて、年率14.6%の遅延損害金を加算して請求するものとします。

第8条(本サービスの料金支払い方法)

1.お客さまは、ご利用いただいたサービスの利用料金等を、当社があらかじめ定める支払い方法にてお支払いいただくものとします。

2.定期プランの利用料は末日締め1か月単位で、原則、口座振替によってお支払いいただきます。ただし、口座振替手続きが間に合わず所定日にお引落しできない場合は、当社が指定する銀行口座に振込送金または当社が取扱う決済方法によりお支払い頂きます。

3.当社は未締め翌月10日までに請求書を発行しお客様に通知します。

4.定期プランをご利用のお客様は、指定の口座振替依頼書を当社にご提出いただくものとします。

5.口座振替日は毎月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)とします。また、お振込及びその他の決済方法における支払期限は、未締め翌月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)までとします。なお、振込みに係る費用はお客様の負担とさせていただきます。

6.スポットプランの利用料金は、原則、ご利用日当日に現金または当社が取扱う決済方法によりお支払いいただきます。ただし、定期プランをご利用のお客様で、本サービス時間の延長や突発的事由等によりスポットプランをご利用された場合は、定期プラン料金とあわせて口座振替にてお支払いいただくことができます。

7.口座振替及び口座振込並びにその他の決済方法における領収書の取扱いは、通帳記帳及び同等の効力を有する電子帳票または振込明細書・その他レシート等の確認をもって領収書の発行に代えるものとします。

第9条(本サービス予定日時の変更・キャンセル等)

1.お客様のご都合によるキャンセルにつきましては、作業実施日の2営業日前18時までに次項の方法にてご連絡いただければ、キャンセル料はいただきません。ただし、1営業日前または当日のキャンセルに関しましては、下記の通りキャンセル料を申し受けます。ただし、同一のお客様が一月にキャンセル出来る回数は3回(3日相当分)を限度とし、これ以降のキャンセルはプランの如何によらずサービス料金の全額をお支払いいただきます。なお、毎月プラン及びスポットプランのキャンセルについては、本項によらず、サービス料金の50%のキャンセル料を申し受けます。

キャンセルのご連絡	キャンセル料
2営業日前	なし
1営業日前	30%
当日	50%

2.お客様が行うキャンセルの連絡は、当社が指定するアドレス宛への電子メール及び当社公式LINEにおけるチャット機能の利用、または所定のキャンセル通知書の提出にて当社に通知するものとします。

3.定期プランをご利用のお客様がキャンセルを行った場合の月額料金は、別途定める料金表記載の適用プランにおける基準単価(以下「基準単価」という。)に当該月のキャンセルした予定利用時間を乗じた金額を所定の月額料金から減算した上で、本条第一項に従い算定したキャンセル料金を加算するものとします。

4.当社は、お客様のやむを得ない事情やその他諸般の事情を考慮し、キャンセル料を免除する場合があります。

5.本サービス予定日時にお客様が不在であった場合は、スタッフは30分間待機いたしますが、待機開始から30分以内にお客様とのご連絡が取れない場合は、当日キャンセル扱いとさせていただきます。ただし、不在時対応でのサービスをご利用の場合、本号の適用はありません。

6.定期プランにおいて、継続的に本サービス予定日時のご変更を希望される場合には、サービス予定日の1か月前までにお客様から当社にお申し出ください。ただし、当社はお申し出後、担当スタッフのスケジュールの調整を実施しますが、状況によりご希望日時に変更できない場合がございます。この場合はあらかじめお客様と当社との間で協議を行うものとします。

7.当社は以下の各号の事由により、スタッフが本サービス予定日時に伺えなかった場合は当該サービス料金を請求しません。なお、定期プランご利用の場合は基準単価にお伺いできなかった当該月の予定利用時間を乗じて得た金額を月額ご請求料金から減額するものとします。

(1) スタッフに急な体調不良が生じた場合

(2) やむを得ない事情により急にスタッフの都合がつかなくなった場合

(3) 当社またはスタッフが各種警報等の発令により外出が困難または危険と判断した場合

(4) 気象災害等による交通網の混乱によりご指定の場所にお伺いできない場合

(5) 当社またはスタッフが悪天候等により、予定した作業に著しい影響や危険が生じると判断した場合

8.前項各号の事由により生じたお客様の損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第10条 契約条件の変更

1.当社は、法令の改廃、経済情勢の変動、租税公課の増減等により、各種料金(サービス料金・交通費・キャンセル料金、その他サービスの提供に係る一切の料金)その他の契約条件を変更できるものとし、当社が変更内容をお客様に対して通知または公表した後にお客さまが異議なく本サービスの提供を受けた場合には、お客さまは当該変更内容を承認したものとみなします。

2.本サービス契約時にお伺いしたお客様の氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、お客様は遅滞なく当社に通知するものとします。

3.定期サービスの一部または全部の変更を希望される場合は、当月末日までに当社にお申し出いただければ、翌々月1日をもって本契約の内容を変更することができます。

第11条(本サービスの休止)

1.定期プランの場合、お客様が本サービスの休止をご希望される場合、以下に従って取り扱うものとします。

(1)サービスの休止は、サービス休止月から1年以内に再開することを前提としたお申し出のことをいいます。

(2)サービスの休止をご希望される場合は、当月末日までに翌々月以降の休止開始月と再開予定月をお申し出いただくものとします。

(3)前号のお申し出において、再開予定月が休止開始月から1年以上あとの月をお申し出いただいた場合、解約扱いとさせていただくことがございます。この場合、解約のお申し出とみなすものとします。

(4)第2号に基づきお申し出いただいた再開予定月が休止開始月から1年以内の月であった場合においても、当該再開予定月に再開せず、休止開始月から1年を経過した場合は、解約したものとみなします。

第11条(本サービスの中止または解除)

1.お客様が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社は、何らの催告を要することなく直ちに本サービスを中止または解除できるものとします。

(1)本規約に違反したとき

(2)反社会的勢力に属すると判明した場合

(3)本サービス利用料金を所定の期日までにお支払いいただけない場合

(4)本サービスを継続しがたい重大な事由が発生した場合、その他当社が本サービスの提供が不可能または不適切と判断した場合

2.前項による解除は、当該解除の原因となったお客様に対する損害賠償を妨げないものとします。

第12条(解約)

1.お客様が本契約の解約を希望する場合、当社にお申し出いただくことでいつでも本契約を解約することができます。ただし本規約第9条を免れるものではありません。

2.定期プランを月途中で解約する場合、ご契約最終月の料金は基準単価に当該月の利用時間に乗じた金額で精算するものとします。

3.当社は、当社の事情により本サービスを継続することが困難と判断した場合、お客さまに対し解約予定日の14日前までに解約を通知することにより、本契約を解約できるものとします。

第13条(禁止事項)

本サービスの実施に当たり、お客様の以下の行為を禁止します。

(1)スタッフへの暴力、脅迫、恫喝、威嚇その他スタッフの身体等を傷つける言動

(2)スタッフの身体に接触する行為、セクシャルハラスメントその他わいせつな言動

(3)スタッフへの誹謗中傷およびその他名誉を傷つける言動

(4)法令、公序良俗に反する行為、その他当社が不適切と判断した行為

第14条(本サービスに関わる損害賠償)

1.当社は、本サービスの範囲以外の事柄に関しては、一切の責任を負わないものとします。

2.当社またはスタッフの責めに帰すべき事由によって、お客さまが損害を被った場合、当社は、当社が加入する賠償責任保険に基づいて保険会社から受け取った保険金額を上限としてその損害を賠償します。

3.前項において当社が損害賠償の義務を負担する範囲は、お客さまが申し込まれた本サービス内容または本サービス実施時間内にスタッフが行った行為に起因するものに限定するものとします。

4.補償する物品は、掃除機・モップ類・洗濯バサミ等の本サービスで使用する機器や備品及び消耗品を除きます。

5.天災地変、法令の制定改廃、公権力の行使、交通機関の事故、通信の途絶、第三者の行為、その他やむを得ない事情等、スタッフの責めに帰さない事由からお客さまが被った損害またはお客様自身の故意もしくは過失から生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第15条(直接契約の禁止)

1.お客さまおよびその家族は、本サービスの契約期間中、契約終了後を問わず、当社が派遣したスタッフおよびその紹介により知り得たスタッフから、本サービスその他これに類するサービスを受けることまたは当該サービスを受けようとすることはできないものとします。

2.前項のスタッフから前項のサービスを受けた場合、お客さまは当社に対し損害賠償金として、前項のスタッフまたは当該スタッフと同レベルのスタッフがお客さまに同様のサービスを提供した場合に当社が得られるサービス料金相当額を支払うものとします。

第16条(協議事項)

1.本契約に定めのない事項および本規約の条項のうち疑義が生じた事項については、お客さまと当社とが協議して取り決めるものとします。

第17条(個人情報の取扱い)

1. 当社は以下各号の定めに従い、お客様の個人情報を適切に取り扱うものとします。

(1)個人情報の提供

・お客様は、当社からの個人情報の提供の要請に応じて正確な情報を提供するものとします。

(2)個人情報の管理責任者

・シニアライフパートナーズ成城

代表兼個人情報保護管理者 鈴木智晴 連絡先:03-6411-3410

(3)個人情報の利用目的について

・申込者より提供された個人情報は、以下の目的のために利用します。

①各種サービス提供のため

②お客さまとのお取引に関する事務を行うため

③アンケート・市場調査・データ分析、サービス研究・開発のため

④各種サービスの勧誘・案内のため

⑤各種サービスの購入前の問い合わせや購入後のアフターサービスにおいて、各種サービスに関する案内・報告を行うため

⑥お客さまとの契約、法律等に基づく権利の行使又は義務の履行のため

⑦その他お客様とのお取引を適切かつ円滑に遂行するため

(4)個人情報の第三者への提供について

・当社は以下の場合を除いて、申込者の同意なしに個人情報を第三者に提供いたしません。

①法令に基づく場合

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(5) 個人情報の第三者への委託について

・個人情報に関する機密保持契約を締結した業務委託会社に対して、第3項に明示した利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の情報を指定委託先に委託することがあります。

(例: 業務委託会社とは、商品お届けの運送会社、家事代行会社・ハウスクリーニング会社等になります。)

(6) 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

・個人情報の提供に応じるか否かは任意ですが、当社は第3項記載の目的で、個人情報を取得しており、お客様が申込書にそれぞれ必要となる項目を記入いただかない場合は、十分なサービスが提供できないことがあります。

(7) 個人情報の開示・訂正・削除について

・お客様より本人情報の開示・訂正・削除依頼があった場合、法令に従い、適切な範囲で対応します。

・お客様が、申込書に記載した個人情報の訂正を希望する場合は、当社へ連絡するものとします。

第18条(合意管轄裁判所)

1. 本サービスに係わる紛争が生じ、訴訟を提起する必要がある場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【鍵のお預かりに関する特約】

当社は、お客様から鍵をお預かりする場合には、鍵預り証を発行し、善良なる管理責任をもって保管・使用させていただきます。万一紛失または破損した場合は直ちにお客さまに連絡し、当社負担にて鍵を交換いたします。なお、当社は鍵の複製は行わないため、必要な場合はお客さまにてご用意願います。お客様から求められた場合、また、本サービスを終了する場合には、速やかにお預かりした全ての鍵を鍵預り証と引き換えにお客さまにお返しいたします。

【買い物代行サービスに関する特約】

1. 購入費用は、別途実費(現金)となります。本サービス開始時刻にスタッフがお客様宅にお伺いし、購入費用をお預かりします。

2. 発生した費用や釣銭につきましては、レシートまたは領収書と相違がないかご確認いただき、当日中にご精算ください。

3. スタッフによる購入費用の立替はできかねます。

【車両運転業務に関する特約】

1. 当社は、次に掲げるお客様が所有する車両の運転に限り、役務(以下「本役務」という。)を提供します。

(1) 自家用普通乗用車

(2) 自家用小型乗用車

(3) 自家用軽四輪乗用車

2. 本役務を提供するにあたりお客様は、善良なる車両所有者として車両の整備点検、法定検査の適切な実施をはじめ、自賠責保険並びに任意保険の加入等による事故時の損害及び賠償に備える義務を有するものとし、車両運行における一切の責任を負うものとします。

3. 当社及び運転者は安全を第一に万全を期して本役務を提供するよう努力しますが、事故その他いかなる事由においても車両運行によって生じた損害・賠償等の責任を負いません。ただし、運転者の故意または悪質で重大な過失がみとめられる場合に限り、当社または運転者が加入する賠償責任保険に基づき、保険会社から受け取った保険金額を上限としてその損害を賠償し

ます。それでもなお損害賠償保険で補填しきれなかった損害または補償が残存する場合は、お客様負担あるいは、お客様が加入する自動車任意保険等で補填・補償するものとします。

4.当社は本条第2項に掲げるお客様の義務履行に不備または当社が不適切であると判断した場合、本役務の提供をお断りする場合があります。

5.本役務の提供にあたり、道路交通法その他関係法令に違反するお客様からの運転指示はお受けしません。

2022年9月18日制定

2022年12月20日改定

2022年12月26日追加

2023年2月1日改定

2023年4月1日改定

2025年1月1日改定

訪問型生活支援サービス料金表

プラン名	内訳		基準単価
	1日あたりのご利用時間	月額料金(月額払い)	
毎日プラン	1時間	¥88,200	¥4,200
	2時間	¥168,000	¥4,000
	3時間	¥239,400	¥3,800
	1週間あたりのご利用時間		
毎週プラン	1時間	¥20,400	¥4,800
	2時間	¥39,100	¥4,600
	3時間	¥56,100	¥4,400
	1月あたりのご利用時間		
毎月プラン	1時間	¥5,400	¥5,400
	2時間	¥10,400	¥5,200
	3時間	¥15,000	¥5,000
スポット利用	30分あたり	スポット料金(当日払い)	
		¥2,800	

※スタッフ1名あたりの料金(税込)です。

※毎日プラン及び毎週プランの1日当たりの最低ご利用時間は1時間です。また、スポットでの最低ご利用時間は30分です。

※各プラン定休日のご利用はできません。